令和４年２月

【　オンラインサロンの儲け話に注意　】

【相　談】

友人に「資産運用で儲かる方法を学べる」と、オンラインサロンを紹介された。入会金25万円を分割払で入会したが、聞いていた話と内容が違っていた。やめたいと連絡すると、退会するには、残金を一括で払うよう言われ困っている。

【アドバイス】

最近、「オンラインサロン」というインターネット上の会員制コミュニティを利用して、副業や投資等のノウハウを伝える情報商材を契約させる事例がみられます。

オンラインサロンは、会員以外アクセスできないため、事前に中身を確認できません。入会後に、勧誘時に聞いていた話と内容が違っていたという相談が、特に若い世代で相次いでいます。相談者の場合は、資産運用を学べると聞いていたが、実際は、人を集めることで収入を得るという内容だったというものでした。友人の紹介だからと安易に信用せず、契約条件や、中途解約が可能かなどを契約前に確認し、自身で慎重に検討しましょう。

SNSなどインターネットを通じての勧誘では、契約書面等が電子データで送られたり、書面が交付されないケースも報告されています。トラブルが生じた際に、契約書面がなければ、内容が確認できず、解決が難しくなります。正式な書面が届くまでは、SNS等のやり取りの記録は消さずに残しましょう。確実に連絡がとれるよう、運営事業者の会社名や住所、連絡先を確認しておくことも重要です。

確実に儲かる話はありません。「儲け話」はまずは疑いましょう。話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断ることが大切です。不安に思ったり、トラブルになった場合は、一人で悩まず、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**